

ひろしま好きじゃけんコンソーシアム
Slack サービス利用規約

令和4年1月21日 制定

(目的)

第1条 本規約は、ひろしま好きじゃけんコンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）がオープンイノベーションを促進するために運営する Slack に関し、本コンソーシアムに参画している企業、団体、自治体、大学又は個人及び有識者等（以下「会員」という。）が利用するにあたり必要な内容を規定するものである。

(サービス内容)

第2条 会員は、本コンソーシアムが管理運営する次に掲げるチャンネル（以下、「事務局各種チャンネル」という。）を自由に閲覧し、又は投稿することができる。

- (1) なんでもラウンジ
- (2) お悩み相談チャンネル
- (3) 研究者投資相談配信チャンネル
- (4) 国際展開相談チャンネル
- (5) 学内コンソーシアムチャンネル
- (6) 公的資金獲得チャンネル
- (7) その他オープンイノベーション促進に寄与すると本コンソーシアムが考えるチャンネル

2 会員は、会員の判断に基づき必要なチャンネル（以下、「会員各種チャンネル」という。）を自由に新設、削除、閲覧又は投稿することができる。

3 会員は、事務局各種チャンネル及び会員各種チャンネルの利用にあたり、ひろしま好きじゃけんコンソーシアム規約で規定する会員種別に応じ、次に掲げる人数内に限り利用できることとする。

- (1) ブロンズ会員 1名
- (2) シルバー会員 3名
- (3) ゴールド会員 5名

4 ひろしま好きじゃけんコンソーシアム規約で規定するブロンズ会員は、閲覧者を制限したチャンネル（以下、「プライベートチャンネル」という。）を本コンソーシアムの事務局である広島大学を必ず含めた上で、1チャンネルのみに限り新設又は削除することが出来る。

シルバー会員及びゴールド会員は、プライベートチャンネルを本コンソーシアムの事務局である広島大学を必ず含めた上で、自由に新設又は削除することができる。

(遵守事項)

第3条 会員は、各種チャンネルの利用に関して、以下を遵守するものとする。

- (1) 本規約に加え、別途定める「ひろしま好きじゃけんコンソーシアム規約」及び Slack Japan 株式会社がウェブサイトで公開している「利用ポリシー」の内容に従うこと。

- (2) 本コンソーシアムが提供するサービス内容の趣旨を理解し、他の会員に閲覧されて差し支えない範囲の情報を投稿すること（ただし、プライベートチャンネルにおいてはその限りでない。）。
- (3) 事務局である広島大学を構成員に含めずプライベートチャンネルを立ち上げること。
- (4) 事務局各種チャンネルの新設又は削除の権限は、本コンソーシアムの事務局である広島大学学術・社会連携室学術・社会連携部企画グループのみが有すること。
- (5) 会員登録時に取得したID及びパスワードの使用及び管理について適切に管理すること。
- (6) 事務局各種チャンネル及び会員各種チャンネルに投稿を行った時点で、当該投稿の国内外における複製、公衆送信、頒布、翻訳・翻案等、著作権法上の権利（著作権法第27条及び第28条に規定されている権利を含む。）を、本コンソーシアムに対して無償で譲渡したものとすること。

（禁止事項）

第4条 会員は、各種チャンネルの利用に関して、以下の行為を行うことを禁止する。

- (1) 虚偽又は不正確な情報を入力・公開する行為
- (2) 機密情報（イノベーションに関する情報を含むが、これに限らない。）又は個人情報を、公表・開示・提供・漏洩する行為
- (3) 犯罪行為その他の法令違反に結びつく行為、誹謗中傷行為、公序良俗に反する行為、各種チャンネルの運営を妨げる行為
- (4) 取得したID及びパスワードを第三者に使用させ、又は譲渡する行為
- (5) その他、本サービスの提供を継続することが不適切であると本コンソーシアムが判断するにいたる行為

（ひろしま好きじゃけんコンソーシアムの権限）

第5条 本コンソーシアムは、会員による投稿又は会員各種チャンネルの管理運営等が本規約に違反するものと判断したときは、当該投稿内容について、予告なく、以下の処理を行い、また本コンソーシアムが運用するすべてのサービスの利用停止又は利用契約の解除をすることができるものとする。なお、かかる掲載中止により、会員に何らかの損害・不利益等が生じた場合でも、ひろしま好きじゃけんコンソーシアムは一切の責任を負わないものとする。

- (1) 内容について審査すること
- (2) 投稿された内容を削除すること
- (3) 修正して、事務局各種チャンネル及び会員各種チャンネルに掲載すること
- (4) 会員各種チャンネル及びプライベートチャンネルを削除すること

附 則

1 この規約は、令和4年1月21日から施行する。